

第3回下川町自治基本条例検討町民会議議事概要

日時：平成29年3月23日（木）18：00～19：15

場所：ハピネス大広間

出席者 [委員] 川島里美、渋谷英克、山川美紀、三津橋ひとみ、中田豪之介、
川上浩二（敬称略） 計6名
[事務局] 古屋主幹、木原主幹、樋口主査

1 委員長あいさつ

2 意見交換

(1) 第1、2回のご意見のまとめについて

→別添資料により事務局から説明

委員：情報提供について、自身において気軽に情報収集ができるはフェイスブックやツイッターなどの SNS である。年代に応じた情報提供の在り方について検討願いたい。

委員：データを PDF 化しておけば、スマートフォンでも閲覧が可能である。パソコンよりも手軽にインターネットを利用できることもあり、近年では、スマートフォンユーザーが増加している。

委員：SNS の開設に伴い、不適切な書き込み等も増えるものと考えてるが、現体制にそれらの対応は可能か。

委員：情報専門部署の設置が不可欠である。楽天やヤフーなどでも web 店長を配置するなどして対応を行っている。

委員：情報の統一性や信ぴょう性の観点から、副町長が管理を担ってはどうか。

委員：危機管理については、条例での制約というより法的制約が強いイメージがあり、基本条例に規定することが適当であるかどうか判断が難しいと考えるがいかがか。

事務局：ここで言う危機管理とは、自然災害をイメージしており、災害体制の整備など必要な対策を講じる旨を規定しようとするものである。
基本条例に規定している自治体もある。

委員：基本条例に規定すべきかどうかは判断しがたい。職員プロジェクト等で議論してみたいか。

事務局：内部で検討する。

委員：情報提供の充実や政策形成資質を上げようとするのであれば、総じて事務の簡素化することが必要である。

委員：会議もタブレット等を活用出来るとかなり効率的になるのではないか。

(2) 自治基本条例見直し案（議会検討分）について

→別添資料により事務局から説明

委員：見直し案を見ただけでは、議会側の改正意図等が正しく理解できない。議会との意見交換ができる機会があるとよい。

議会、町民会議、職員プロジェクトと合同で出来ると良い。

事務局：関係機関等と調整し、新年度にそのような機会を設けたい。

(3) 平成 29 年度の開催について

事務局：平成 29 年度は 3 回程度開催を予定。これまでの会議経過等を踏まえ、条例改正等を含め検討していきたいと考える。次回開催の日程については、改めてご連絡する。よろしくお願ひしたい。